

地域主権改革一括法に伴う条例案概要

条例名	長岡京市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	担当課	高齢介護課
形式	<input checked="" type="radio"/> 新規制定 <input type="radio"/> 一部改正	<input type="radio"/> 一括法 <input checked="" type="radio"/> 1次・2次・個別法	※該当するものに○

根拠法令について

条例委任を規定する法律	介護保険法	類型 (参酌/標準/従うべき/ー)	参酌・標準・従うべき
概要	条文(改正後)		
地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	介護保険法により定められている介護保険サービス事業の内、市町村が事業所の指定権限及び指導権限を有している地域密着型サービス事業について、事業所が同事業を実施する際に遵守すべき人員・設備及び運営に関する基準を定めます。		
	第 条第 項		
国基準を定めている政省令等(別紙添付のこと)	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準		
条例制定の方向性	(国基準に対する考え方などを書いてください。)厚生労働省令により、条項ごとに、「参酌・標準・従うべき」の類型が定められており、「標準」とされている条項については、検討の結果、市独自の基準を制定する必要がないと判断し、同省令のとおり制定します。「参酌」とされている条項について、本市の地域性を反映すると共に、同省令条項で定める主旨をより明確化することを目的として、一部、独自の基準を制定します。		
審議会等での検討	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	検討内容	

独自基準について

1. 無、2. 無(独自基準を規則に委任している…参考資料添付)、3. 有…下欄に記載				※該当するものに○
条	項	項目		
31		運営規程	※以下、「第55条」、「第73条」、「第101条」、「123条」、「第146条」、「第169条」、「第187条」について、同じ	
条文 (独自基準は下線部) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 ……(8)個人情報の取扱い				
説明(政令基準・現行との比較、独自基準を設ける理由など) 介護サービス事業所が保有する利用者及び介護者に関する個人情報の中には、特に取扱いに注意を要するものが多く存在すると考えられることから、事業所の運営規程の中で、定めるべき重要事項の項目に、「個人情報の取扱い」を付け加えることとします。				
	項	項目		
42	3	記録の整備	※以下、「第58条第3項」、「第80条第3項」、「第108条第3項」、「128条第3項」、「第149条第3項」、「第177条第3項」、「第202条第3項」について、同じ	
条文 (独自基準は下線部) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に際して、利用者から支払を受ける利用料その他の費用に関する記録及び地域密着型介護サービス費の請求に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。				
説明(政令基準・現行との比較、独自基準を設ける理由など) 現行の厚生労働省令では、サービス事業所に対して、サービスの提供に係る記録を、完結の日から2年間保存する義務を定めていますが、介護報酬の返還請求の消滅時効が5年であり、サービスの利用料等の費用に関する記録については、サービス事業所において、5年間保存する必要があることを明確にするため、新たに5年間の保存義務に関する規定を設けることとします。				

条	項	項目
76		協力医療機関

条文（独自基準は下線部）

指定認知症対応型通所介護事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておくよう努めなければならない。

説明(政令基準・現行との比較、独自基準を設ける理由など)

現行厚生労働省令では、小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護については、利用者の病状の急変等に備え、あらかじめ協力医療機関を定めることを義務付けていますが、認知症対応型通所介護事業については、定めがありません。このため、認知症対応型通所介護事業においても、利用者の病状の急変等に備え、医療と介護の連携促進を図るために、協力医療機関を定めることを努力規定として定めることとします。

条	項	項目
114	2	設備及び備品等

条文（独自基準は下線部）

指定認知症対応型共同生活介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、事務室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定認知症対応型共同生活介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

説明(政令基準・現行との比較、独自基準を設ける理由など)

現行厚生労働省令において、認知症対応型共同生活介護の事業所が備えるべき設備及び備品を定めていますが、個人情報等の観点から共用スペースと事務用スペースを分離するべきであるにもかかわらず、「事務室」が規定されていません。このため、市条例においては、認知症対応型共同生活介護の事業所が備えるべき設備として「事務室」を付け加えることとします。

条	項	項目
114	6	設備及び備品等

条文（独自基準は下線部）

事務室は、必要な事務ができる区画とする。

説明(政令基準・現行との比較、独自基準を設ける理由など)

同条第2項で、必要な設備として「事務室」を追加することに伴い、現行の厚生労働省令において、設備に関する基準も規定されていることから、市条例においても、新たに第6項を設け、「事務室は、必要な事務ができる区画とする。」を付記します。

条例委任基準 以外の改正	
-----------------	--

条	項	項目
123		運営規程

条文（独自基準は下線部）

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(5) 入居及び退居に当たっての留意事項

説明(政令基準・現行との比較、独自基準を設ける理由など)

現行の厚生労働省令では、入居に際しての留意事項を定めることを義務付けていますが、認知症対応型共同生活介護事業については、本市の場合、入居者の重度化が進んでおり、今後重度化による対応困難を理由とする退居に関して、事業者と利用者においてトラブルになるケースも想定されるため、事業者に対して、入居の基準のみではなく、退居に関する留意事項(退居の基準、手続き等)を定めることを義務付けるものです。